

平成 29 年 9 月 19 日

事務担当者様

日本 IT ソフトウェア企業年金基金

「基準給与変更届」ご提出のお願い

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当基金では給付額を算定するための基礎となる給与を「基準給与」といいますが、「基準給与変更届」は、年 2 回、4 月と 10 月にこの基準給与が従前から変更になる方について、変更後の基準給与を当基金に届け出ていただく届書です。

この文書及び当基金ホームページ（「インフォメーション」及び「事業主・事務担当者のページ」>届出の事務）をご参照いただき、基準給与が変更になる方がいる場合は、お忘れなく「基準給与変更届」のご提出をお願いいたします。

平成 29 年 10 月分掛金計算に間に合わせるための届書の締切日は 11 月 2 日 です。この日までにご提出いただければ、10 月分の掛金計算から変更されます。掛金計算締切日に間に合わなかった場合は、11 月分以降の掛金で調整されます。

①第 1 年金

第 1 年金の基準給与の額は当基金の規約で次のように定められています。

第 1 基準給与の額は厚生年金の標準報酬月額とし、毎年 4 月 1 日現在における標準報酬月額をその年の 9 月末日まで適用し、毎年 10 月 1 日現在における標準報酬月額を翌年 3 月末日まで適用する。

●10 月提出の基準給与変更届の場合

10 月に届出が必要な方は次のとおりです。

- ・7 月に「算定基礎届」を日本年金機構（年金事務所）に提出したことにより厚生年金の標準報酬月額が 4 月現在の等級から **1 等級以上変わった方**
- ・5 月～10 月を改定月とする「月額変更届」を日本年金機構（年金事務所）に提出したことにより厚生年金の標準報酬月額が 4 月現在の等級から変わった方

(例) 算定基礎届による定時決定で厚生年金の標準報酬月額が 220 千円から 240 千円に変更になった場合のイメージ

	報酬月額	厚生年金の標準報酬月額	企業年金の基準給与 1	
3月	215,333 円	220 千円	220 千円	
4月	234,687 円	220 千円	220 千円	
5月	246,799 円	220 千円	220 千円	
6月	225,874 円	220 千円	220 千円	
7月	223,387 円	220 千円	220 千円	算定基礎届提出
8月	235,743 円	220 千円	220 千円	
9月	245,875 円	240 千円	220 千円	定時決定
10月	226,754 円	240 千円	240 千円	基準給与変更届
11月	234,812 円	240 千円	240 千円	

「10月1日現在の厚生年金の標準報酬月額」とは、「10月分(11月末日納付)の厚生年金保険料の基礎となる標準報酬月額」のことです。第1年金の基準給与を10月分時点の厚生年金の標準報酬月額と突き合わせ、一致しなかった方が届出の対象になるという考え方もできます。

②第2年金

第2年金の基準給与の額は「口数×1,000円」となっており、口数が変動しない「定額コース」を採用している事業所と、口数が変動する「変額コース」を採用している事業所があります。

定額コースの事業所…基準給与変更届のご提出の必要はありません。

変額コースの事業所…第1年金と同じく、年2回、4月と10月に口数を算出する基礎となる状況(厚生年金の標準報酬月額、役職、基本給、勤続年数など)に異動があり、口数を変更するべき方がいる場合は、「基準給与変更届」のご提出が必要です。

〈問い合わせ先〉

電話：03-5114-5517(代表)

(参考)

Q1 4月に基本給の昇給があります。4月1日付の「基準給与変更届」を提出する
必要はありますか？

A1 「月額変更届」による随時改定は、起算月から連続する3か月間の報酬月額
の平均を算出し、平均に基づく標準報酬月額の等級が従前と比べて2等級以上変動
していた場合に、4か月目を改定月として届出します。

この例の場合、4月～6月の報酬月額の平均を算出し、平均に基づく標準報酬
月額の等級が従前と比べて2等級以上上がっていた場合に、7月を改定月とする
月額変更届を提出することになります。

したがって、4月1日付の「基準給与変更届」を提出する必要はありません。
次の10月1日付の「基準給与変更届」を提出する対象になります。

Q2 12月に交通費の改定があり、3月を改定月とする「月額変更届」を管轄の年金
事務所に提出しました。「基準給与変更届」に記入する「変更年月日」は「290301」
となりますか？

A2 当基金規約の規定により、「基準給与」の変更時期は4月1日と10月1日の
年2回に限定されています。

この例の場合、「月額変更届」の改定月は3月でも、「基準給与」の「変更年月
日」は「290401」となります。

4月・10月以外の時期に厚生年金の標準報酬月額に変動があった場合、第1
年金の「基準給与」とは一致しない時期があります。標準報酬月額変動後、最初
に到来する4月または10月にそれぞれを突き合わせ、一致させる届書が「基準
給与変更届」です。

Q3 健康保険の標準報酬月額等級が「月額変更届」の提出により 650 千円から 710 千円に変更になりました。「基準給与変更届」を提出する必要がありますか？

A3 第1年金の「第1基準給与（基準給与1）」は“厚生年金の標準報酬月額”に連動して変更になります。この例の場合、厚生年金の標準報酬月額は上限の620千円のまま変更がありませんので、「基準給与変更届」の提出は不要です。

Q4 届出の準備のため、従前の「基準給与」の額を確認したところ、昨年10月に提出した内容に誤りがありました。どのように訂正すればいいですか？

A4 「資格取得届」や「基準給与変更届」に記載した額に誤りがあった場合
⇒「**基準給与額の訂正通知書**」という届書を作成します。

厚生年金の標準報酬月額に変更が生じておらず、「基準給与変更届」を提出する必要がなかったことがわかった場合

⇒「**異動通知書取消通知書**」という届書を作成します。

「基準給与変更届」の用紙ではご訂正いただけませんので、ご注意ください。
必要な用紙は、当基金ホームページ上の「用紙請求フォーム」でご請求いただくことができます。

Q5 当社は第2年金を実施しており、口数が1口の定額コースを採用しています。口数を3口に増やしたいのですが、「基準給与変更届」を提出すれば可能ですか？

A5 定額コースの口数の変更、または定額⇄変額のコースの変更を行うためには、当基金の規約を変更する必要があり、変更された規約の適用年月日以降、最初に到来する4月または10月に「基準給与変更届」をご提出いただきます。

事例によっては、変更の可否について関東信越厚生局への相談が必要なこともありますので、このような場合はお早めにお問い合わせください。